令和６年度の建設工事及び建設業関連業務委託の

入札及び契約方針について

１　方　　針

　磐田市では、公正な入札の推進、公平な入札参加機会の確保及び入札執行の透明性の確保をすることを目標に入札及び契約を執り行うものとする。なお、経済対策に係る地元優先措置として市内業者を最優先する発注に取り組むものとする。

・磐田市入札制度の目標

(1)公正な入札の推進

適正な施工を目指すため、入札の執行から契約に至るまで、公正な入札を推進する。

(2)公平な入札参加機会の確保

競争入札において、入札参加資格のある者については、公平な参加機会が確保できるような仕組みを構築する。なお、経済対策に係る地元優先措置として市内業者を最優先する発注に取り組むものとする。

(3)入札執行の透明性の確保

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の趣旨に沿い、入札執行から入札結果、契約に至るまで、情報公開を図っていく。

◇目標達成のための各施策◇

① 低入札価格調査制度及び最低制限価格について

低入札によるダンピング受注は、工事の手抜き・下請けへのしわ寄せ・労働条件の悪化・安全対策の不徹底等の可能性が高まる為、ダンピング対策のひとつとして、昨年度と同様に、今年度も低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を継続する。

なお、価格の算定方法については中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル（令和４年４月モデル）（以下「中央公契連モデル」という。）を適用する。

低入札価格調査制度
❶予定価格 5,000 万円以上の工事
❷総合評価落札方式の工事
ただし、特命随意契約の工事および飛散防止フィルム工事を除く

最低制限価格制度
【建設工事】
❶予定価格 130 万円（税込み）を超え 5,000 万円未満
❷飛散防止フィルム工事
ただし、特命随意契約の工事及び総合評価落札方式を除く
【委託業務】
❶予定価格 50 万円（税込み）超
ただし、特命随意契約を除く

② 調査基準価格・失格基準価格・最低制限価格の算定方法

調査基準価格及び最低制限価格の算定方法は、中央公契連モデルを採用するが、上限を撤廃する。また、一部の工事での落札率の著しい低下や今後の落札率の著しい低下を抑止する為、失格基準価格を次のとおり設定する。

【建設工事】
調査基準価格
❶ 直接工事費×97%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×90%＋一般管理費×68%
❷ 予定価格の 75%以上
最低制限価格
❶ 直接工事費×97%＋共通仮設費×90%＋現場管理費×90%＋一般管理費×68%
（ただし、飛散防止フィルム貼工事を除く）
❷ 予定価格の 75%以上
❸ 飛散防止フィルム貼工事　　予定価格×75%
失格基準価格
調査基準価格×80%
【委託業務】
最低制限価格
予定価格×70%

※全て１万円未満切り捨て

③ 予定価格及び調査基準価格等の公表について

入札の透明性及び競争性の向上を図るため、建設工事および建設業関連業務委託の予定価格を事前公表とする。

【工事・業務委託】

予定価格	事前公表
調査基準価格	事後公表
失格基準価格	事後公表
最低制限価格	事後公表

④ 等級格付について

格付については、資本力の大小に関わらず、どの建設業者でも公平な入札参加機会が確保できるような仕組みを構築する必要がある。この点を踏まえた上で、資本力に関わらず入札参加機会があり、機会の公平性の点から問題はないと考えられるため、現行の等級の格付を継続する。

ただし、Ａランクに格付された者が、Ａランクのみを対象とした工事の入札に参加しようとしたとき、完成工事高の不足により参加できないことが明らかな場合は、当初の格付けについて配慮できるものとする。

等級	土木一式工事	下水道工事	建築一式工事
Ａランク	800 点以上	800 点以上	730 点以上
Ｂランク	799 点以下	799 点以下	729 点以下

ただし、以下の❶～❹の条件全てに該当する場合、磐田市建設事業審査委員会の承認を得て降格措置をすることができる。

❶ 降格であること

❷ 降格候補者の希望であること

❸ Ａランクの入札参加条件である建設工事発注標準額において、当該降格候補者の年間平均完成工事高がこれに達していない場合

❹ 一度、降格措置とした場合は、定期の入札参加申請による認定期間中は、当該措置の変更はできないものとする。

⑤ 工事の制限付き一般競争入札における入札参加資格要件

入札の透明性及び競争性の向上を図るため、建設工事の予定価格が事前公表であることに伴い、入札参加条件の完成工事高について予定価格以上とする。

通常工事	難易度が高い　又は　特殊な工事
完成工事高が予定価格以上	左記以外に同種工事実績

※1　難易度の高い工事又は特殊な工事には、その工事実績を求めるものとする。
（金額は問わない。）

※2　上記表中の予定価格は税込みの表記が無いものは税抜価格。

⑥ 業務委託の制限付き一般競争入札における入札参加資格要件

入札の透明性及び競争性の向上を図るため、建設業関連業務委託の予定価格が事前公表であることに伴い、入札参加条件の完成実績高について予定価格以上とする。

通常業務委託	難易度が高い　又は　特殊な業務委託
完成実績高が予定価格以上	左記以外に同種業務委託実績

※1　難易度の高い業務委託又は特殊な業務委託には、その業務委託の実績を求めるものとする。
（金額は問わない。）

※2　上記表中の予定価格は税込みの表記が無いものは税抜価格。

⑦ 業務委託で実績を求める対象業種が複数ある場合の価格設定基準

入札の透明性及び競争性の向上を図るため、建設工事および建設業関連業務委託の予定価格を事前公表とすることに伴い、業種毎に予定価格以上の実績を求めることとする。

なお、予定価格は、税込みの表記が無いものは税抜価格。

⑧ 発注方法について

(1) 水道工事の発注方法について

φ300 未満の場合	φ300 以上の場合
管工事（上水道等の配管工事） 磐田市指定給水装置工事事業者として登録されている者	土木一式工事（一般土木） （3,000 万円未満：A・B ランク 3,000 万円以上：A ランク） φ300 以上の水道管埋設工事を、元請、下請を問わず施工した実績を有する者

(2) 舗装工事の発注方法について

道路に附属する構造物のうち、最も主要な構造物である舗装を施工するに当たり、その施工に当たっての資格については、以下のとおりとする。

幹線市道	その他市道
1 級舗装施工管理技術者※1 を有している者	1 級舗装施工管理技術者又は 2 級舗装施工管理技術者※1 を有している者

※1　社団法人 日本道路建設業協会

ただし、随意契約（見積合せ）については、小規模な舗装維持修繕工事が大半であることから、当該資格は不要とする。（舗装工事の入札参加資格は必要）

(3) 下水道工事（推進工法）の資格者について

以下のとおりとする。

・日本下水道事業団の第 2 種技術検定の資格を有する者（会社）

下水道工事における直接工事費の半分以上が推進工事の場合	下水道工事における直接工事費の半分未満が推進工事の場合
当該工事の専任技術者 （推進工事技士※1）	推進工事技士の資格を 有する者（会社）

※1　公益社団法人 日本推進技術協会

(4) 建築工事の発注方法について

完成工事高については、RC 造、S 造及び W 造の合計の完成工事高で発注し、建築物の構造ごとにそれぞれ元請の施工実績（新築、増築、改修工事を問わない。）を求めることとする。ただし、プレファブ等の工場製作した上屋等を現場に据え付ける等、現場施工が簡易なものについては、実績を求めないこととする。

(5) 管工事の発注方法について

管工事全体の完成工事高とし、工種ごとの施工実績を求めることとする。ただし、給排水衛生設備又は空気調和設備以外については、実績を求めないこととする。

(6) 塗装工事（区画線除く）の発注方法について

塗装工事全体の完成工事高とする。

(7) 土木工事（橋梁補修及び橋梁耐震化工事）について（表記の変更）

以下のとおりとする。

	予定価格	
	3,000万円未満	3,000万円以上
跨道橋、跨線橋の場合	Ａ及びＢランク業者 施工実績　要	Ａランク業者 施工実績　要
河川橋の場合	Ｂランク業者 施工実績　不要	Ａランク業者 施工実績　要

(8) 土木工事（ボックスカルバートを含む工事）について

内断面積６㎡以上の２次製品ボックスカルバートを含む工事については、同種工事の施工実績（過去10か年度）を求めることとする。

⑨ 工事費内訳書の提出基準について

適正な施工をする上で、十分な積算による入札が『公正な競争である』と言えることから、予定価格 130 万円超の建設工事案件全てにおいて、工事費内訳書の提出を実施する。

※特命随意契約を除く。

⑩ 特例市内業者制度及び認定基準について

特例市内業者は、雇用人数の確保や固定資産税の納税において、市内業者と同程度に磐田市への貢献度が高い者として認定しているものである。当該要領第4条第5項に基づき、継続とする。

【認定基準】

❶当該認定年度における競争入札に参加する者に必要な資格に基づき、磐田市における建設工事（建設業関連業務委託）入札参加資格の認定を受けていること。

❷当該営業所に常駐する人数が、5人以上であること。

❸固定資産税を当該認定年度から過去に遡って10年以上継続して磐田市に納税しており、かつ、未納がないこと。

⑪ 総合評価落札方式（変更）

従来の入札における価格だけの評価ではなく、工事の品質向上、建設業者の技術力向上、談合防止及びダンピング防止の観点から、総合評価落札方式を以下のとおり実施する。

評価値を算定するための入札価格に最低価格を設定し、設定価格は調査基準価格とする。

【対象工事】

簡易型Ⅱ

原則、予定価格6,000万円以上の土木、下水道、水道工事

原則、予定価格1,000万円以上の舗装工事

上記以外に土木工事および下水道工事で予定価格3,000万円未満（Bランク対象）の任意に選定した工事

ただし、緊急性の高い工事及び特殊な工事を除く。

簡易型Ⅲ

・予定価格5,000万円以上6,000未満の土木、下水道、水道工事

・土木工事および下水道工事で予定価格3,000万円未満（Bランク対象）の任意に選定した工事（2本）

※簡易型Ⅲは、簡易型Ⅱの評価項目から「配置予定技術者の能力」を除いたもの。

※評価項目、評価基準を改訂するため留意してください。

・年度更新に伴う対象期間の変更

・「災害対応に関する実動訓練の活動実績の有無」における対象期間を

昨年度：過去１か年度　→　令和６年度：過去２か年度　へ変更

⑫ 建設工事等の発注基準額(変更)

建設工事及び建設業関連業務委託については、市内業者保護及び育成を図り、かつ、競争性を確保する為、その発注基準額を別表のとおりとする。ただし、**入札状況、工期、発注内容及び経緯等を考慮し、地域的条件や等級を変更する**ことができるものとする。

別表１『発注標準金額表』参照

⑬ 管工事（空気調和設備）の発注標準金額について

一定規模以上の空気調和設備工事について、競争性を確保するため、対象業者を準市内業者まで拡大する。

予定価格が 130 万円（税込）超え 5,000 万円未満	予定価格が 5,000 万円以上
市内業者 ＋ 特例市内業者	市内業者 ＋ 特例市内業者 ＋ 準市内業者

⑭ 現場代理人の常駐義務緩和について

建設工事の不調・不落札の原因の一つとして、技術者の不足が挙げられている。磐田市では、緩和の枠を広げ、受注機会を拡大する。

【対象工事】　　発注者が特に認めた工事　３件

【対象工事の要件】　（１）及び（２）を満たす工事

(1)請負金額	＜建築工事以外の工事＞ １件の工事の請負額（税込）が 4,000 万円未満の工事
	＜建築工事の場合＞ １件の工事の請負額（税込）が 8,000 万円未満（建築設備工事は 4,000 万円未満）の工事
(2)地理的要件	工事現場間の移動距離は、最も遠い工事現場間の直線距離で 20km 以内の工事

※磐田市発注工事と磐田市以外の発注機関の工事との兼任についても上記（１）及び（２）の条件をすべて満たす場合は兼任可能。ただし、他の発注機関の承諾が必要。

※上記に伴い主任技術者の兼任については、現場代理人と同様３件までとする。

※二以上の工事を同一の専任の主任技術者が兼任できる場合と同条件（建設業法施行令第 27 条第２項）の場合は、対象工事の要件（１）に関わらず兼任は可能。ただし、兼任できる工事本数は２件までとする。

⑮ 随意契約（見積合せ）における建設工事の発注について

建設工事において格付を設けている３業種の内２業種（土木一式工事、下水道工事）について、随意契約（見積合せ）で発注する際は、原則、いずれもＢ等級の業者を対象とし、その選定方法は、施工箇所の近傍順とする。

ただし、特殊な建設工事や当該建設工事と密接に関連する建設工事などについては、この限りではない。

⑯ 社会保険等未加入業者への対応について

建設産業においては、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険について、法定福利費を適正に負担しない業者が存在し、技能労働者の医療、年金など、いざというときの公的保証が確保されず、若年入職者減少の一因となっているほか、関係法令を遵守して適正に法定福利費を負担する事業者ほど競争上不利になるという矛盾した状況が生じている。

このような状況に対応するため、磐田市が発注する公共事業に社会保険等に加入していない者は参加させないこととし、以下の事を実施する。

・下請契約における社会保険等未加入建設業者の確認を実施
・受注者に対する制裁金の請求の事前通知を実施
・制裁金の請求を実施
・社会保険等未加入建設業者と一次下請を締結した受注者に対する入札参加資格停止を実施
・受注者に対する社会保険等未加入建設業者に対する加入手続きの指導等

⑰ 週休２日工事について（変更）

建設業の新３Ｋ（給与、休暇、希望）を実現するため、国・県より設定率 100%達成の目標が示されていることから、対象を拡大し継続して実施する。

発注者指定型　　予定価格 4,000 万円以上の工事
受注者希望型　　予定価格 4,000 万円未満の工事

【対象外】
(1) 施工に必要な実日数（実働日数）が１か月（28 日）未満と見込まれる工事
(2) 市長が対象工事に適さないと判断する工事
　ア　予定価格 130 万円（税込）以下の工事
　イ　個別の事業特性により適正工期の確保が困難
　　a 自然災害対応等による緊急工事
　　b 市民サービスに影響する工事
c その他、事業執行上の要因により適用が困難な工事

※工事成績評定において、現場閉所（現場休息）率に応じて、「創意工夫」項目で加点を行う。また、達成状況を検査結果通知書に記載する。

⑱ その他の変更点等

(1) 磐田市建設工事競争契約入札心得の改正

【第 18 条の２を追加】

落札決定後から契約締結までの間に受注者が磐田市から入札参加停止措置を受けたときは、当該落札決定を取り消すことがある。(予定価格１億５千万円以上の仮契約を行い、磐田市議会の議決を経て本契約となる案件も同様)その際に市は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

(2) 磐田市建設工事執行規則等の改正

・市からの要請に基づいて出動を応諾した災害応急対策工事について、契約保証を免除する記載を追加した。

・電子納品に対応できるよう、材料検査簿への監督員の検印を「監督員の検印又は署名」に変更した。

これに伴い、建設工事請負契約約款及び材料検査簿の様式も改訂した。

※ 契約書を作成する際や監督員へ提出する様式は必ず市ホームページから最新のものをダウンロードしてください。

(3) 建設発生土処分について

令和６年４月１日よりいわた農業経営塾(株)天竜農場の建設発生土受入費が変更されました。また、昨年度に引続き、「静岡県建設発生土処理施設一覧表」に掲載された施設からも選択可能としているため、設計書に記載された処分先を確認してください。

併せて、「土砂等発生元証明書」の提出についても引続きご協力をお願いします。

※ 「土砂発生元証明書」を発行した工事現場以外の土砂が混入しないよう徹底してください。

(4) 祝日に伴う契約日の変更について

原則はこれまで通り、開札日翌週の火曜日としますが、開札日翌週の月曜日又は火曜日が祝日となる場合は、水曜日を契約日とします。契約書を作成する際にご注意ください。

(5) 一斉休工日について

県内の公共工事については、働き方改革や担い手確保の観点から、昨年度 10 月から毎週土曜日としています。今年度も継続取組としていますので、ご理解とご協力をお願いします。

(6) 電子契約について

今年度は試行で取組みを考えているため、詳細に関しては別途ご連絡します。該当工事を受注されました場合は、ご協力をお願いします。